

深川市農業委員会総会議事録
(第 8 回)

平成30年11月26日

開会 9時40分

閉会 10時40分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	○	
25	野上晃	○	
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

第8回深川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年11月26日(月) 9時40分

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員 藤原 政行委員 外26名

4 説明員

(1) 農業委員会事務局

矢櫃局長・古村主幹・畑山主査・河崎主任・田所主事・大西調査員

(2) 空知農業普及センター北空知支所

五十嵐支所長

5 書記 大西調査員

矢櫃局長	開会宣言(9時40分) 定刻前ではありますが出席予定者が全員揃いましたので只今から平成30年度第8回深川市農業委員会総会を開催します。本日は委員全員が出席しております。それでは会長よりご挨拶をいただきまして議事に入らせていただきます。
菊入会長	改めまして皆さんおはようございます。先週からの雪ですっかり冬景色となってしましまして私も少し体調を崩し気味で風邪気味かなと思っています。委員の皆さんには新しい農地の調整業務や再設定業務で忙しい日々を過ごしているかと思いますが体調にはご注意ください。 本日は空知農業普及センター五十嵐北空知支所長より平成30年度の作柄状況について報告をいただきます、よろしくお願ひしたいと思います。19日から業務調査に行かれていた委員の皆さんが無事に帰ってこられました、お疲れ様でした。後ほど農業委員協議会の中で団長より報告があると思います。それから28日から空知農業委員会連合会会長として私と副会長2名に矢櫃局長の4名で29日からの全国農業委員会会長代表者集会と30日の農業者年金加入促進セミナーに行ってまいります。その間に空知選出の国会議員3名への要請活動に加え北海道選出の国会議員の先生方とも面会して北海道としての要望書を手渡す予定となっております。また30日の農業者年金セミナーには深川からも各地区から1名で5名の委員の皆さんも出席されることとなっております。以上について報告し挨拶に代えさせていただきます。 それでは総会に入ります。
菊入会長	日程第1、議事録署名委員を指名します。 7番鈴木委員、8番清水正勝委員を指名します。
菊入会長	日程第2、諸般報告の(1)の農業行政報告に入ります。 本日は、本年における深川市内農作物の生育状況について空知農業改良普及センター五十嵐北空知支所長より報告をいただきます。五十嵐支所長よろしくお願ひします。
五十嵐支所長	(資料等に基づき説明)
菊入会長	ありがとうございました。五十嵐支所長におかれましては次の公務が控えておりますので退席されます。 (五十嵐支所長退席)
菊入会長 矢櫃局長	続いて、諸般報告の(2)農業委員会業務報告を局長から報告します。 10月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務についてご報告申し上げます。10月26日、第7回深川市農業委員会総会をこの場で開催しております。同日総会終了後、この場で深川市農業センター新米試食会が開催され会長が出席しております。

	<p>11月に入りまして2日、空知農業委員会連合会三役会議がデ・アイ研修室にて開催され会長が当連合会の会長として出席し、私と主幹も当連合会の事務局として同席しております。3日、深川市功労者表彰式がプラザホテル板倉で執り行われ会長が出席しております。13日、農地特別委員会をこの場で開催しております。16日、北海道農業会議及び空知農業委員会連合会主催の地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会がプラザホテル板倉で開催され、会長が空知農業委員会連合会会長として出席し、ほか23名の委員と事務局から私ほか3名が出席しております。19日から22日までの日程で平成30年度業務調査が野上委員を団長とし、ほか8名の委員と事務局から主幹の10名で静岡県ほかにおきまして視察研修をしております。19日、深川市農業振興委員会が開催され会長が委員として出席しております。22日、北海道農業会議第8回常設審議委員会が札幌市にて開催され会長が委員として出席しております。26日、本日の総会前に農政特別委員会及び農地特別委員会を開催したところでございます。</p> <p>以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして業務報告とさせていただきます。</p>
菊入会長	<p>日程第3、委員会報告に入ります。</p> <p>はじめに(1)農政特別委員会開催結果報告を伊藤委員長より報告願います。</p>
伊藤委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	<p>報告が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということですので、農政特別委員会開催結果報告を承認します。</p> <p>次に、(2)農地特別委員会開催結果報告を小倉委員長より報告願います。</p>
小倉委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	<p>報告が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということですので農地特別委員会開催結果報告を承認します。</p>
菊入会長	<p>日程第4、報告に入ります。</p> <p>はじめに、報告第1号調整委員の指名について、事務局から説明願います。</p>
田所主事	<p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により記載のとおり調整委員を指名しましたので報告いたします。</p> <p>今月は13件で、番号1番から3番までが賃貸借に係るあっせん申し出で、番号4番から13番までが売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は番号1番から10番までが平成30年11月1日、番号11番から13番までが平成30年11月9日です。</p> <p>あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第1号を報告のとおり承認します。</p> <p>続いて、報告第2号現況証明書の交付について、事務局から説明願います。</p>
大西調査員	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり確認のうえ交付をしましたので報告いたします。</p> <p>今月は1件で、土地の所在、申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は年月日不詳から田として利用しており、農業委員会内規2-(1)-クの公簿地目が農用地の土地について地目の異なる農用地としての願書の提出があ</p>

菊入会長	<p>った場合に基づき会長専決により田として交付しております。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第2号を報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>日程第5、議案に入ります。</p> <p>はじめに、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
田所主事	<p>これまで解約につきましては報告案件として取り扱っておりましたが北海道農業会議より審議案件として取り扱うよう指示がありましたことから案件の解約について適正であるか否かの審議をお願いするもので、今回から議案として取り扱うこととなります。</p> <p>議案の説明に入ります。記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いします。</p> <p>今月は6件です。番号1番は借主経営合理化のための解約、番号2番と3番は農地中間管理事業の対象地を転用するための解約、番号4番は貸主が売買するための解約、番号5番と6番は貸主が貸付地を北海道農業公社に売り渡す前提での解約です。</p> <p>合意解約日と土地の引き渡し時期については番号1番が平成30年10月18日、番号2番と3番が平成30年10月31日、番号4番が平成30年11月1日、番号5番と6番が平成30年11月9日です。</p> <p>解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりとなっています。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び設定に係る許可申請書の提出がありましたので許可の適否について審議をお願いいたします。</p> <p>今月は3件で申請地及び申請人氏名、理由、譲受人及び借受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は譲渡人が市外在住かつ高齢で耕作不能のため経営拡大を図る譲受人に農地を売買するものです。番号2番は後継者の経営移譲に伴い農地が返還されるため、あらためて世帯内で使用貸借するもので期間は20年です。番号3番は後継者に経営移譲するため使用貸借するもので期間は20年です。</p> <p>以上の申請につきまして地元の委員さんの意見をお伺いしておりますが周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申し出</p>

菊入会長	<p>があったもののうち、同法第16条第1項による中間管理機構への買入協議が必要と認められたものにつき深川市長に要請するため審議をお願いします。</p> <p>今月は3件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入れが不可能なためです。この3件につきましては来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定となっています。買入れ協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等については記載のとおりとなっています。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
田所主事	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により記載の方に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は24件で、番号1番から6番までが賃貸借の案件、番号7番以降が売買の案件です。番号1番から4番までは出し手が経営移譲するため経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は番号1番、2番、4番が10年間、番号3番が5年間です。番号5番と6番はいずれも出し手の経営合理化のため農地中間管理事業に参加するもので農地中間管理機構である北海道農業公社に16年間貸し付けるものです。7番以降は売買の案件です。番号7番から9番までは貸付地をそのまま受け手に処分するもので資金対応は番号7番がL資金、番号8番と9番が自己資金です。番号10番は出し手が高齢により経営を縮小するため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は自己資金です。番号11番は出し手の残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は自己資金です。番号12番は貸付地をそのまま受け手に処分するもので資金対応はL資金です。番号13番は貸付地と合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に併せて売買するもので資金対応は自己資金です。番号14番は合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は自己資金です。番号15番と16番は出し手が経営移譲するため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は番号15番が自己資金、番号16番がL資金です。番号17番は出し手が耕作不能のため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応はL資金です。番号18番は出し手が耕作不能及び経営移譲するため経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応はL資金です。番号19番と20番は貸付地をそのまま受け手に処分するもので資金対応はどちらもL資金です。番号21番と22番は農地売買等支援事業の早期売渡で受け手は借入地取得により経営安定を図るもので、資金対応は番号21番がL資金、番号22番が自己資金です。番号23番と24番は農地売買等支援事業による買入で合意解約により返還された農地を処分するもので、どちらも先月の総会において買入協議の要請をしたものです。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容は全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号16番から19番まで渡辺委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第4号は原案のとおり決定します。</p>

河崎主任	<p>続いて、議案第5号農用地利用集積計画の撤回及び新たな農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> <p>土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）の実施に当たり、記載の方に係る農用地利用集積計画を撤回し新たな農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため審議をお願いします。</p> <p>今月は18件です。番号1番から15番までは平成27年12月22日付け平成27年度第9号により定めた農用地利用集積計画を一部撤回し新たな農用地利用集積計画を作成するものです。番号16番は平成28年3月28日付け平成27年度第12号により定めた農用地利用集積計画を全部撤回し新たな農用地利用集積計画を作成するものです。番号17番と18番は平成28年5月30日付け平成28年度第2号により定めた農用地利用集積計画を一部撤回し新たな農用地利用集積計画を作成するものです。</p> <p>撤回する農用地利用集積計画の内容及び新たな農用地利用集積計画の内容につきましては記載のとおりとなっています。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが本議案中の番号1番で大川委員の議事参与を制限します。ここで総会を暫時休憩し、農業委員協議会に入ります。</p> <p style="text-align: center;">（協議会 9時24分から9時34分まで）</p>
菊入会長	<p>総会を再開します。</p> <p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
古村主幹	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転の申請書提出がありましたので意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は2件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は譲受人が共同住宅を建築するもので譲渡人がこれに賛同したもので、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の（1）のエの（ア）のbの（c）により3種農地に該当し許可相当と認められるものです。番号2番の申請地は農振農用地区域外であり譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。これは運用通知により水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路沿道区域で、かつおおむね500メートル以内に二つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する3種農地に該当し許可相当と認められるものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第6号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第7号下限面積（別段面積）の設定について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>農地法第3条第2項第5号の規定に基づき農地の権利取得にあたっての下限面積は北海</p>

	<p>道では2ヘクタールとされておりますが、同号において農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときはその面積を別段の面積として設定できることとなっております。また農業委員会の適正な事務実施について、において、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとされております。このため今年度の下限面積（別段の面積）の設定についてご審議をお願いいたします。</p> <p>当農業委員会といたしましては記載のとおり今年度は下限面積（別段の面積）を設定しないことといたします。理由としては農地法施行規則第17条でその基準が示されておりますが2015農林業センサスで2ヘクタール以下の農地を耕作している農家が全農家のおおむね40%を下回っており、かつ農地法第30条に基づく利用状況調査において市内の遊休農地等がごくわずかであるためです。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>（「なし」という声あり）</p> <p>菊入会長 ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>菊入会長 （「異議なし」という声あり）</p> <p>菊入会長 それでは異議なし、ということで議案第7号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で議事はすべて終わりましたので平成30年度第8回深川市農業委員会総会を終了します。</p> <p>（総会終了 10時40分）</p>
--	--